

告 示

埼玉県告示第千二百三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

下栢間・柴山枝郷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百七十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器